

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

適格株式交換における特定役員継続要件の該当性の有無について

《内容》

顧問先のA社は、B社との間でA社を株式交換完全子法人とする株式交換を行うことを検討しており、次の定時株主総会決議において、株式交換契約の承認を受けることを予定しています。ところで、A社では、取締役の任期を2年とすることを定款で定め、また、原則として、専務取締役の再任はしないことを取り決めています。A社の専務取締役である甲氏は、任期満了に伴い次の定時株主総会の終結の時をもって退任する見込みです。

この場合、支配関係のない法人間で行われる株式交換については、法人税法第2条第12号の16ハに規定する共同で事業を営むための株式交換の要件（以下「共同事業要件」といいます。）のうちの特定役員継続要件を満たさないこととなるのでしょうか。

『答』

ご質問のケースにおける株式交換については、特定役員継続要件を満たすものと考えられます。

(解説)

1 株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に支配関係がない場合には、共同事業要件を満たせば、適格株式交換に該当することとなります。

この共同事業要件には、次のような事業規模要件又は特定役員継続要件があり、このうちのいずれかを満たすことが必要となります（法第22の16ハ、法令4の3⑩二）。

(イ) 株式交換完全子法人の子法人事業と株式交換完全親法人の親法人事業のそれぞれの売上金額、従業者の数又はこれらに準ずるものの規模の割合が、おおむね5倍を超えないこと（事業規模要件）。

(ロ) 株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員のいずれかが当該株式交換に伴って退任（株式交換完全親法人の役員への就任に伴う退任等を除きます。）をするものでないこと（特定役員継続要件）。

2 このうちの特定制員継続要件における特定制員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役若しくは常務取締役又はこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいいます（法令4の3④二）。

3 ご質問のケースのように、株主総会決議によって株式交換契約の承認を受ける場合で、たまたまA社の株主総会の終結をもって任期満了となる特定制員が退任したとしても、この退任は、当該株式交換に伴ってする退任とは言えないものと考えられます。

したがって、他に当該株式交換に伴って退任する特定制員がない場合には、当該株式交換は、特定制員継続要件を満たすものと考えられます。

ただし、例えば、その特定制員の再任をしないことが株式交換を実行するための条件とされているような場合には、当該特定制員は、当該株式交換に伴って退任するものと考えられますので、このような場合には、特定制員継続要件を満たさないことになります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。
予めご了承ください。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。